

## 見附市選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、令和7年11月30日執行の見附市長選挙における投票用紙（点字投票用紙を除く）の様式を次のとおり定め、投票用紙はクリーム色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき見附市選挙管理委員会の印は黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和7年11月23日

見附市選挙管理委員会

委員長 佐野 眞砂子

### 見附市長選挙投票用紙

(表)

こうほしやしめい 候補者氏名	
○ 見附市長選挙投票 令和七年十一月三十日執行 注 意 一 候補者の氏名は、 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 欄内にひとりかこと。	
印	

(裏)

